

調整給付金（不足額給付Ⅰ分）申請書

※ 調整給付金（不足額給付Ⅰ分）とは、令和6年度に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 （令和7年度個人住民税の課税市区町村）
市 長 殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金（不足額給付Ⅰ分）の支給対象となる可能性のある方が、申請するために使用するものです。
（確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書へ必要事項を記入のうえ、返送してください。）

※ 調整給付金（不足額給付Ⅰ分）の支給要件は、下記のとおりです。

【支給要件】

支給対象は、令和6年中に他の市区町村（又は海外）から、市に転入し、令和7年1月1日時点で、本市に住民登録があり、次に該当する方。

「（ア）＋（イ）（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－（ウ）＞0」
となる納税義務者

（ア）「所得税分の所要額 3万円」×「減税対象人数 ※1」－「令和6年分所得税額」

（イ）「個人住民税所得割分の所要額 1万円」×「減税対象人数 ※2」－「令和6年度分個人住民税所得割額」

（ウ）「調整給付金（当初給付分）の額」

※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

＜参考＞

「令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より減った方」、「令和6年中に扶養親族等が増えた方」など。

1. 申請者（受給対象者本人）

フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

※ 該当する方は✓→ □令和6年1月1日時点で国外居住者でした。

【代理申請・代理受給を行う場合】（代理人が申請・受給する場合は、記入してください。そうでない場合は、記入不要です。）

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 調整給付金（不足額給付Ⅰ分）の、 ☐ 申請のみ ☐ 受給のみ ☐ 申請・受給 を委任します。				申請者 本人氏名	署名

【誓約・同意事項】

下記を確認して、誓約・同意する場合は、チェック欄（□）に✓をしてください。

☐ 次の（1）を確認して、誓約します。

（1）本給付金の支給要件に該当する可能性があるため、申請します。

（市において、本給付金の該当性を審査のうえ、後日、支給決定通知書（又は、不支給決定通知書）を郵送します。）

☐ 次の（2）（3）を確認して、同意します。

（2）本給付金の支給要件の該当性を審査するために、関係書類を提出することに同意します。

（3）本給付金の支給要件の該当性を審査するために、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等を公簿等で確認することや
必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

裏面も必ずご確認ください

2.振込口座(1.申請者の口座情報を記入してください。 代理人が受給する場合は、代理人の口座情報を記入してください。)

以下のチェック欄(□)に✓をつけ、振込口座を記入してください。

(長期間入出金のない口座を記入しないでください。 また、通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に貼付する必要があります。)

□ 下記の口座への振込を希望します。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※ 通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	店番	口座番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※ 通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択する場合は、通帳見開きページに記載された「店番」、「口座番号」、「口座名義」を記入してください。			

(注)金融機関・支店に統廃合があった場合は、必ず新しい振込口座を記入してください。
金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市税務収納課 市民税担当(☎0551-45-7021)までお問い合わせください。

提出書類

<次の①～⑥は、ご提出いただく書類です>
提出書類を確認のうえ、チェック欄(□)に✓をつけてください。

①『調整給付金(不足額給付Ⅰ分)申請書』(本書類)
※ 必要事項は、全て記入されましたか？

☐ (表面)の「1. 申請者」欄
☐ (表面)の「誓約・同意事項」欄
☐ (裏面)の「2. 振込口座」欄
☐ (裏面)の「署名」欄

※ 次の②、③は、本人確認書類貼付用紙に貼付して、ご提出ください。

☐ ②『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれかの写し(コピー)を、本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
(代理人が、「確認のみ」・「受給のみ」・「確認・受給」する場合は、本人と代理人(両方)の確認書類を貼付してください。)

☐ ③『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を、本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

※ 次の④～⑥は、支給要件の確認に必要ですので、ご用意のうえご提出ください。

☐ ④『令和6年分の「確定申告書」の写し(コピー)』
又は、『令和6年分の「所得税源泉徴収票」の写し(コピー)』

☐ ⑤『令和6年度(令和5年中)分の「個人住民税 課税証明書」の原本』

☐ ⑥『調整給付金(当初給付分)の「支給決定通知書(又は支給確認書)」の写し(コピー)』
調整給付金(当初給付分)の対象でなかった方は、次の誓約事項欄(□)に✓をつけてください。
→ □「私は、調整給付金(当初給付分)の支給対象ではありませんでした。」
(不明な場合は、令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村に確認してください。)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類に不備がある場合は、給付を受けられません。)

署名欄 (申請者が、「申請者氏名」・「連絡先電話番号」のご記入をお願いします。)

本申請の内容に相違ありません。			
令和	年	月	日
申請者氏名			※印不要
連絡先電話番号			

荏崎市税務収納課 市民税担当
〒407-8501
山梨県荏崎市水神一丁目3番1号 電話 0551-45-7021(直通)

本人確認書類等貼付用紙

の り し ろ

本人（代理人）確認書類の写し（コピー）

※本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等（いずれか1つ）の写し（コピー）を貼付してください。

（代理人が、手続きする場合は、本人と代理人（両方）の確認書類を貼付してください。）

の り し ろ

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を貼付してください。